

第三十五号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表二十二の項中「若しくは一時預かり事業」を「一時預かり事業若しくは病児保育事業」に改め、同表二十四の項から二十六の項まで、三十の項及び三十一の項中「阿南市」を「小松島市 阿南市」に改め、同表三十五の項4を次のように改める。

4 法第四十六条第五項の規定による定款の変更の届出の受理

第二条第二項の表四十四の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項1中「同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県農業会議の意見の聴取、同条第四項」を「同条第二項の規定による許可の申請書の受理、同条第三項の規定による農業委員会の意見の受理、同条第七項」に、「及び同条第五項」を「同条第八項」に、「都道府県との協議」を「都道府県等との協議及び同条第九項の規定による農業委員会の意見の聴取」に、「二ヘクター」を「四ヘクター」に改め、同項2中「及び第五項」を「において準用する法第四条第二項の規定による許可の申請書の受理、法第五条第三項において準用する法第四条第三項の規定による農業委員会の意見の受理、法第五条第四項の規定による国又は都道府県等との協議及び同条第五項」に、「第四条第三項」を「第四条第九項」に、「徳島県農業会議」を「農業委員会」に改め、「並びに法第五条第四項の規定による国又は都道府県との協議」を削り、「二ヘクター」を「四ヘクター」に改め、同項4中「徳島県農業会議又は農業委員会からの報告の徴収」を「農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構に対する報告の要求」に改め、同項に次のように加える。

6 法第五十二条の四の規定による違反転用に対する措置の要請の受理（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）

第二条第二項の表四十四の項中「鳴門市 阿南市」を「鳴門市」に改め、同表中八十二の項を八十三の項とし、七十九の項から八十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表七十八の項中「八十の項」を「八十一の項」に改め、同項を同表七十九の項とし、同表中七十七の項を七十八の項とし、六十八の項から七十六の

項までを一項ずつ繰り下げ、同表六十七の項3中「基準」を「規準」に改め、同項を同表六十八の項とし、同表中六十六の項を六十七の項とし、六十五の項を六十六の項とし、六十四の項を六十五の項とし、同表六十三の項中「六十六の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十四の項とし、同表中六十二の項を六十三の項とし、六十一の項を六十二の項とし、同表六十の項中「六十六の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十一の項とし、同表中五十九の項を六十の項とし、五十六の項から五十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表五十五の項22中「第三百三十六条」を「第三百三十六条第一項」に、「県農業会議」を「農業委員会」に改め、同項を同表五十六の項とし、同表中五十四の項を五十五の項とし、四十六の項から五十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四十五の項1中「及び同条第六項」を「並びに同条第六項及び第七項」に、「徳島県農業会議」を「都道府県機構」に改め、同項を同表四十六の項とし、同表四十四の項の次に次のように加える。

四十五 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）

- 1 法第四条第一項の規定による農地の転用の許可、同条第二項の規定による許可の申請書の受理、同条第三項の規定による農業委員会の意見の受理、同条第七項の規定による条件の付加、同条第八項の規定による国又は都道府県等との協議及び同条第九項の規定による農業委員会の意見の聴取（同一の事業の目的に供するための二ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。）
- 2 法第五条第一項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可、同条第三項において準用する法第三条第五項の規定による条件の付加、法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定による許可の申請書の受理、法第五条第三項において準用する法第四条第三項の規定による農業委員会の意見の受理、法第五条第四項の規定による国又は都道府県等との協議及び同条第五項において準用する法第四条第九項の規定による農業委員会の意見の聴取（同一の事業の目的に供するための二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るものを除く。）
- 3 法第四十九条第一項の規定による立入調査、測量又は障害物の除去若しくは移転、同条第三項の規定による立入調査等に係る通知又は公示及び同条第五項の規定による損失の補償（1、2及び5に掲げる事務に係るものに限る。）
- 4 法第五十条の規定による農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構に対する報告の要求（1から3まで及び5に掲げる事務に係るものに限る。）
- 5 法第五十一条第一項の規定による違反転用に対する処分及び同条第二項の規定による命令書の交付（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）

阿南市

6 法第五十二條の四の規定による違反転用に対する措置の要請の受理（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の第二条第二項の表の上欄に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第四十一条第二項の規定による都道府県機構の意見の聴取（改正後の第二条第二項の表四十四の項1若しくは2又は四十五の項1若しくは2の規定によりそれぞれこれらの項の下欄に掲げる市町村が処理することとされる許可に係るものに限る。）に係る事務は、当該市町村が処理することとする。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。